

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成18年9月7日(2006.9.7)

【公開番号】特開2000-133323(P2000-133323A)

【公開日】平成12年5月12日(2000.5.12)

【出願番号】特願平11-306525

【国際特許分類】

H 01M 10/48 (2006.01)

【F I】

H 01M 10/48

P

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月21日(2006.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

負荷に電力を供給するための蓄電装置であって、

前記負荷に接続可能であり第1の蓄電容量及び第1の自己放電率を有するメインバッテリーと、

第2の蓄電容量及び第2の自己放電率を有するダミーバッテリーであって、該第2の蓄電容量が、前記メインバッテリーの前記第1の蓄電容量よりも小さく、前記第2の自己放電率が、前記メインバッテリーの前記第1の自己放電率と実質的に等しい、ダミーバッテリーと、

前記負荷が前記メインバッテリーから電流を引き出している際に前記メインバッテリーよりも速い速度で前記ダミーバッテリーを放電させる放電回路とを備えている、蓄電装置。

【請求項2】

前記メインバッテリー及び前記ダミーバッテリーが、それぞれ所定の面積を有する薄膜型バッテリーであり、

前記ダミーバッテリーの前記面積が、前記メインバッテリーの前記面積の所定の割合に相当するものであり、

該所定の割合が約5%未満である、

請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項3】

前記放電回路が、前記メインバッテリーよりも約10%速く前記ダミーバッテリーを放電させる、請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項4】

前記ダミーバッテリーの前記第2の蓄電容量が、前記メインバッテリーの前記第1の蓄電容量の約5%未満である、請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項5】

前記放電回路が、

前記メインバッテリーに接続された第1の検知抵抗と、

前記ダミーバッテリーに接続された第2の検知抵抗と

を備えている、請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項6】

前記メインバッテリー及び前記ダミーバッテリーが薄膜型バッテリーであり、
前記ダミーバッテリーが1つのストリップとして構成されている、

請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項7】

前記メインバッテリー及び前記ダミーバッテリーが薄膜型バッテリーであり、
前記ダミーバッテリーが1つのセルとして構成されている、

請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項8】

前記放電回路が、電流ミラーとして構成された演算増幅器、トランジスタ、及び抵抗を
備えている、請求項1に記載の蓄電装置。

【請求項9】

少なくとも1つの追加のダミーバッテリーを備えており、

前記負荷が前記メインバッテリーから電流を引き出している際に、前記放電回路が、前
記メインバッテリーよりも速い速度で前記少なくとも1つの追加のダミーバッテリーを放
電させる、

請求項1に記載の蓄電装置。